

第1章 西東京市文化財保存・活用計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

国の文化財保護は、1950年（昭和25年）に制定された文化財保護法に基づき、文化財類型ごとの特性に応じた保存・活用のための措置が講じられたことからスタートし、文化財類型や保護制度の創設・拡充が進められてきました。

1975年（昭和50年）の文化財保護法の改正では、伝統的建造物群保存地区制度や無形の民俗文化財についての新たな指定制度が創設されるとともに、文化財保存技術についても保護対象となりました。

さらに、その後も文化財保護法は改正を重ね、1996年（平成8年）には文化財登録制度が創設され、2004年（平成16年）には文化財保護法の一部改正により文化的景観と民俗技術が保護対象となり、また文化財登録制度の範囲の拡充も図られています。

しかしながら、保護制度の充実が図られているものの、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化等により、文化財を保護していくことが困難な事例が増加しています。

その一方で近年では、文化財や伝統的な文化の価値が見直され、地域づくりに歴史や伝統文化を活かそうという機運が高まりつつあります。

このような社会状況を背景にして、2006年（平成18年）には国の文化審議会で、新たな文化財保護のありかたとして「歴史文化基本構想」の検討が始まり、2012年（平成24年）には「歴史文化基本構想」策定技術指針として、地域に存在する文化財を幅広くとらえて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための考え方が示されています。

東京都でも1955年（昭和30年）に文化財保護条例が制定され、その後の改正を経て、文化財の指定による保護・管理が進められるとともに、文化財情報の発信と東京文化財ウィーク事業等の文化財の活用が実施されています。

本市では、合併前の田無市、保谷市による文化財保護の流れを引き継ぎ、2001年（平成13年）に西東京市文化財保護条例を制定し、2003年（平成15年）には、国が掲げた新しい文化概念を盛り込んだ西東京市文化財指定基準を設け、文化財指定制度を充実させています。また、2002年（平成14年）には、2市の展示施設を統合し、西原総合教育施設内に郷土資料室を設置し、文化財の管理・活用の拠点としています。2007年（平成19年）4月には、市内最大の遺跡である下野谷遺跡の一部を公有地化し、下野谷遺跡公園を開園しています。その後、下野谷遺跡は2015年（平成27年）3月に国史跡として指定され、国及び東京都と連携を図り、周辺環境も含めた保存・活用、整備を目指しています。

2013年（平成25年）6月、西東京市文化財保護審議会から「西東京市における文化財保護のあり方について（建議）」が提出されました。建議では、「歴史文化基本構想」の考え方を踏まえ、文化財を確実に保存し未来につなげるために、歴史文化を身近なものとし、文化財が現代の生活の中に共存し、地域の資源としてまちづくりに活かされていくことを

求め、「西東京市文化財保存・活用計画」策定に言及しました。

「西東京市文化財保存・活用計画」は、こうした動きを背景に、本市の歴史文化及び文化財を自然環境や景観等周辺環境を含めて総合的にとらえ直し、新たな価値の創造と魅力あるまちづくりを推進するための基本理念及びその実施プログラムとして策定するものです。

※「歴史文化基本構想」とは

2007年（平成19年）、国の文化審議会文化財分科会企画調査会で、地域の文化財をその周辺環境も含めて、社会全体で総合的に保存・活用していくことの必要性和、そのために地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定していくことの重要性が提言されました。

文化庁はこの「歴史文化基本構想」を策定するための参考として「歴史文化基本構想」策定技術指針」及び「歴史文化基本構想」策定ハンドブック」等で、次のような考え方を示しています。

○「歴史文化基本構想」の定義

地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広くとらえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想。

○策定方針

- ①文化財保護施策を、一貫性を持って推進する。
- ②未指定文化財を視野に含め、文化財保護施策の充実を図る。
- ③文化財とそれをとりまく環境の一体的な保全を図る。
- ④個々の文化財の価値や性質を十分踏まえる。
- ⑤文化財保護に関する情報を、多くの関係者と共有する。

○対象範囲

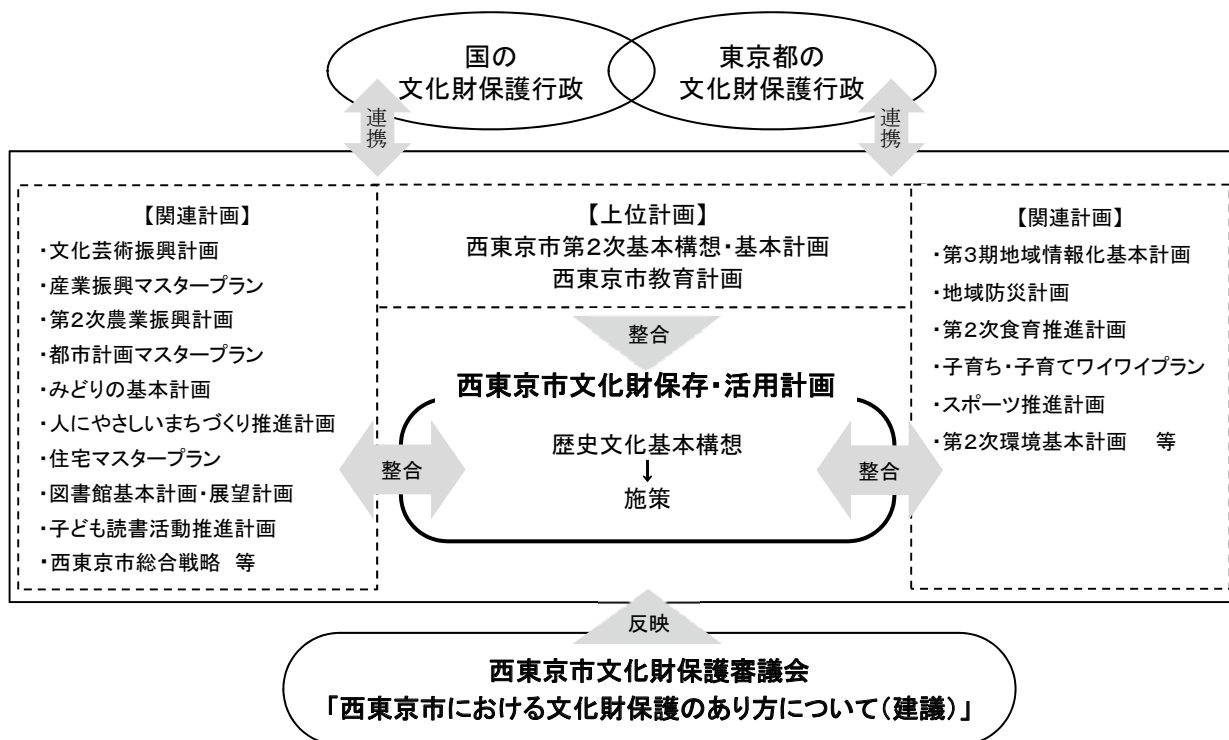
「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものを指しています。

文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境と言い換えることができます。

2 計画の位置付け

(1) 行政上の位置付け

本計画は、「西東京市第2次基本構想・基本計画」及び「西東京市教育計画」に基づくまちづくりの方向性との整合を図りながら、今後の文化財の保存・活用の基本構想と施策を包含します。



(2) 計画期間

西東京市文化財保存・活用計画の計画期間は10年間とします。ただし、第1期の計画は、西東京市第2次基本構想・基本計画との整合を図ることとし、平成28年度から平成35年度までの8年間を計画期間とします。

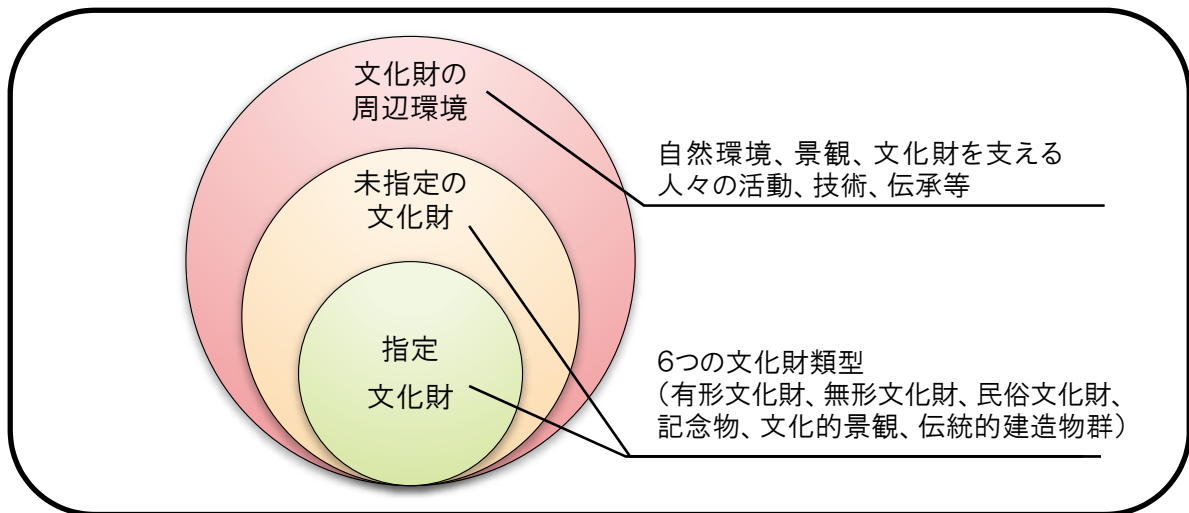


新東京百景 総持寺 枝垂桜

西東京市文化財保護条例は、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に貢献することを目的とし、国の文化財保護法第二条に定められた6つの文化財類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）を参考に文化財を定義し、特に重要なものを西東京市指定文化財として位置付けています。

一方、国が示している「歴史文化基本構想」においては、地域に存在する歴史文化の様々な表出形態を「文化財」として、指定・未指定に関わらず幅広くとらえ、歴史的、文化的、地域的関連性等に基づいて周辺環境も含めた一定のまとまりをもった文化財群を把握し、総合的に保護していく考え方が示されています。

【文化財の考え方】

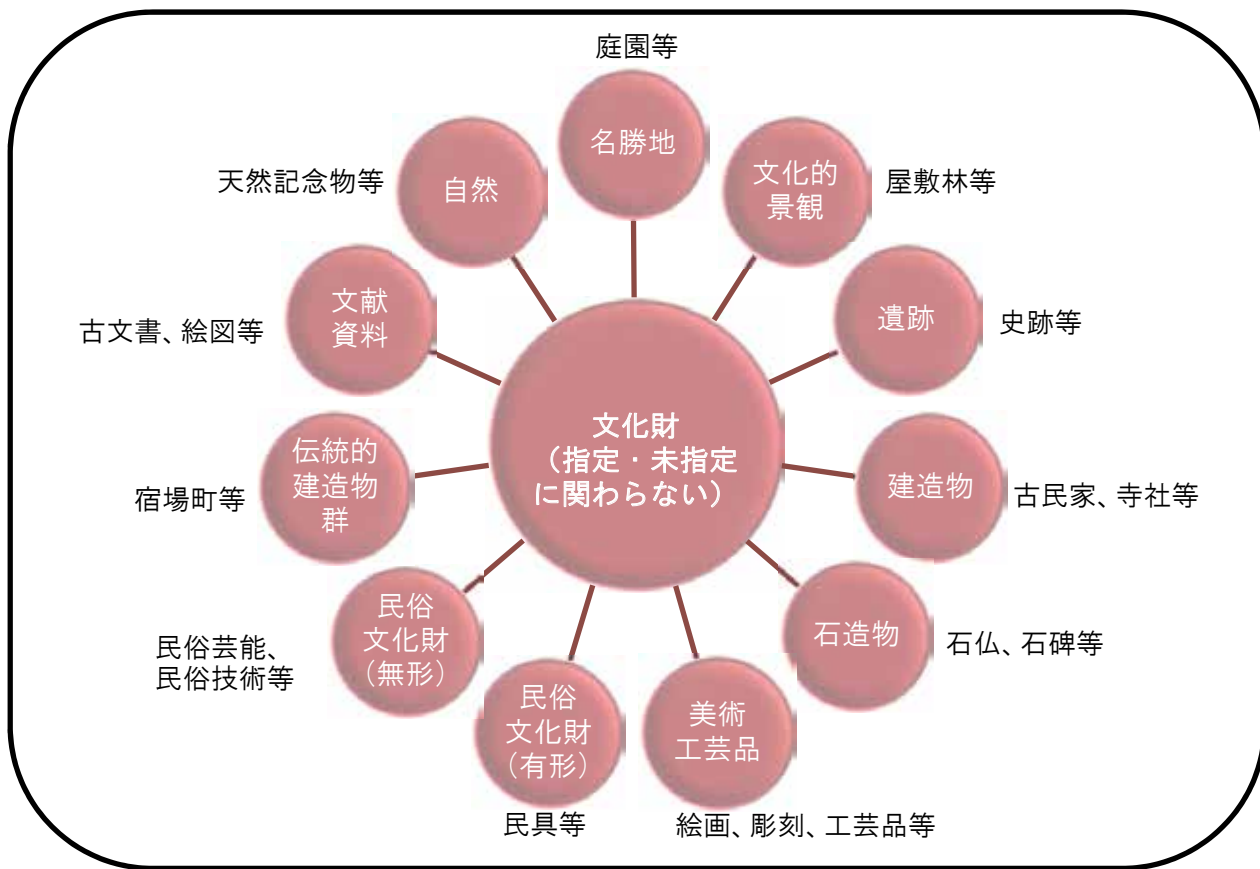


例えば文化財には、自然景観、文化的景観、遺跡、建造物、石造物、美術工芸品、民俗器具等、民俗芸能、民俗技術、文献資料等の地域資源が含まれ、地域の歴史、文化等の正しい理解のために重要なものと考えられています。

また、前述のような一定のまとまりをもった文化財群を「関連文化財群」と呼び、これらの文化財をつなぐ関連性を、地域の歴史文化の特性をわかりやすく伝えることのできる「ストーリー」として示すことを推奨しています。ストーリーによって、地域の歴史文化を身近に感じ、現代の自分たちの生活につながる基盤と感じられることが、文化財保護意識の醸成を図ると考えられています。

本計画においても、この視点を取り入れて「歴史文化」をとらえ、「関連文化財群」を設定するとともに本市を特徴づけるストーリーを例示し、周辺環境と合わせて文化財の保護を目指すこととします。また、文化財の「保護」は、文化財を「保存」し、未来へ継承することと「活用」することの両側面からなり、保存と活用が相互に補完しあうものです。本計画では、そのことを明確にするため「保護」、「保存・活用」の用語を用います。

【文化財の要素のイメージ】



【関連文化財群のイメージ】

